

審 査 基 準

令和8年6月1日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第5条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 東京都公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 7日 (行政庁の休日は含まない。)
申 請 先 : 主たる営業所を管轄する警察署の生活安全担当課
問 合 せ 先 : 同 上
備 考 :